

答 申 第 3 3 8 号
平成23年2月17日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成21年12月25日付け政法第1932号による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

平成21年5月9日付けで異議申立人から提起された、平成21年3月23
日付け政法第2648号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対す
る決定について

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が、平成21年3月23日付け政法第2648号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、次のとおりである。

- (1) 千葉地方裁判所に千葉県が被告として提訴された事件（千葉地方裁判所 平成17年（ワ）第977号。以下「本件訴訟」という。）において、裁判に要した費用、また裁判所に提出する資料等は、具体的に千葉県教育委員会が対応している可能性はあるとはいえ、もともとは千葉県から拋出された金であり、また裁判所に提出した資料においてもその職責が問われている被告千葉県が当該請求に係る行政情報を保有（作成又は取得）していないはずはない。
- (2) 本件訴訟は、被告千葉県代表者知事堂本暁子として提起されており、実施機関が対象文書を保有していないはずはない。
- (3) 総務部政策法務課（以下「政策法務課」という。）に収受簿というのがあり、裁判所から送られてくる訴状の中身は、まず政策法務課を通過するため、政策法務課が訴状を取得していないはずはない。
- (4) 政策法務課が作成した千葉県訟務資料（平成17年度（第32巻）。以下「訟務資料」という。）が、本件対象文書に該当する。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は、次のとおりである。

1 本件請求について

異議申立人は、実施機関に対し、平成21年2月25日付けで、同月24日付け行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容の欄を「被告千葉県が裁判（原審、千葉地方裁判所平成17年（ワ）第977号接近禁止等請求事件）に対応するために要した支出や費用（職員の出張等、弁護士費用等含む）、開催した会議、作成した情報（裁判所に提出したものを除く）及び裁判を維持するために招請した職員（人）

や収集した情報。2008年5月10日より本請求書收受日までの分。」
（以下「本件対象文書」という。）とする開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定について

実施機関は、本件請求について、開示請求に係る行政文書を保有していないためとして本件決定を行った。

3 本件決定の理由について

本件対象文書は、本件訴訟の遂行に伴い作成される類の文書であると解されるため、知事の事務部局（以下「知事部局」という。）において訴訟を総括している政策法務課が、自らの課において、本件対象文書の保有の有無について調べたが、本件対象文書の保有を確認できなかった。なお、知事部局の各課の事務分掌により本件対象文書を保有する可能性を有すると思慮される課に、保有の有無を照会したところ、保有は確認できなかった。

4 異議申立ての理由について

- (1) 本件訴訟は裁判の内容が教育委員会の事務に関する案件であるので、教育庁が地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2により補助執行として担当しているところであり、裁判に関する費用の支出事務も教育委員会が担当している。また、担当している課以外の課は、仮に合議等により担当課の事務内容について承知していることがあったとしても、行政文書を保有しているとは限らない。
- (2) 通常、訴状は裁判所から特別送達で送付されるため、本件訴状についても、特別送達で送付されたものと思われる。本件訴状を受領し、特殊文書収配簿に所要事項を記入した後、配布先を確認すべく開封し、内容が教育委員会の事務に関するものであったことから、教育委員会の事務を担当する教育庁に配布したものと思われる。特殊文書収配簿に記載する郵便物については、担当課において配布を受け収受して取得するものであり、その通過に際して政策法務課においては取得しない。
- (3) 訟務資料は、県に関する訴訟の状況を概括的に把握するために、政策法務課が訴訟事案に関し、係属裁判所、事件番号、事件概要等の情報を取りまとめ、閲覧に供している資料である。訴訟を担当している課に情報の提供を求めているが、訴訟の遂行に関する具体的な情報の提出は求めていないし、訟務資料に記載もしていない。本件対象文書に該当したとしても一般の閲覧に供されていることから、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第18条第2項により、条例による開示に関する規定が適用されない文書である。

第4 審査会の判断

千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）は、異議申立人の主張及び実施機関の説明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定の経緯は、第3の1及び2のとおりである。

2 行政文書の不存在について

実施機関は、本件対象文書を保有していないと説明するので、次のとおり検討する。

(1) 本件訴訟の訴状の送達について

ア 特別送達された郵便物については、担当課において配布を受け收受して取得するものであり、その通過に際して政策法務課においては取得しないとの実施機関の説明について次のとおり検討する。

イ 本件訴訟の概要は、千葉県立高等学校に所属する職員の言動等に対して県等に損害賠償等を求めた事件であり、本件訴訟は民事訴訟であるから、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第138条第1項の規定により、訴状は、被告に送達されることとなる。

ウ 送達の方法は、民事訴訟法第1編第5章第4節に規定されている。審査会において、審査会事務局をして教育委員会に本件訴訟の訴状における当該方法を確認させたところ、被告千葉県代表者知事あてに特別送達された郵便物であった。

エ 実施機関の説明によれば、当該郵便物は、政策法務課で受領したと考えられるが、受領した後、主務課の所属職員が配布を受け、文書主任及び文書主任補が收受し取得するとのことであり、また、受領した政策法務課で文書を複写することはないとのことであった。

オ 実施機関あてに到達した郵便物を、主務課ではなく政策法務課で受領し、主務課において取得するという文書等の取得の手續に不合理な点は認められず、受領した政策法務課で文書を複写する必要性も乏しいことから、実施機関の説明に不合理な点は認められない。

(2) 本件訴訟の民事訴訟に関する手續について

ア 担当している課以外の課は、仮に合議等により担当課の事務内容について承知していることがあったとしても、行政文書を保有しているとは限らないとの実施機関の説明について次のとおり検討する。

イ 補助執行について

(ア) 組織機構や職員の配置の重複を避け、行政の能率的処理と一体性の保持とに寄与させる観点から、地方自治法第180条の2の規定により、普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長、委員の事務を補助す

る職員又はこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができるとされている。

- (イ) この規定により県では、教育委員会の事務に関する訴訟であって、被告が千葉県で実施機関が当該被告を代表する者であるものについて、教育庁の職員に補助執行させている。

ウ 審査会において、審査会事務局をして教育委員会及び実施機関に本件訴訟の民事訴訟に関する手続における行政文書の保有の状況を確認させ、説明を求めたところ、次に掲げる事項を確認した。

- (ア) 平成17年7月20日付けで決裁された「千葉地方裁判所平成17年(ワ)第977号接近禁止等請求事件に係る代理人の選任及び訴訟委任契約等について」で、次に掲げる事項が確認されたこと。

a 決裁を受けた事項は次に掲げる事項であること。

- (a) 請求棄却の判決を求めて応訴すること。
(b) 弁護士を訴訟代理人に選任すること。
(c) 当該弁護士と訴訟委任契約を締結すること。
(d) 当該弁護士に訴訟委任状を交付すること。
(e) 教育庁の職員を被告千葉県のために訴訟を行う職員に指定し、指定書を千葉地方裁判所に提出すること。

b 決裁の内容に係る事務を所掌する教育庁企画管理部長の回議を経て教育振興部長に合議し、教育長の決裁を受け、総務部財政課長を経て総務部長に合議し、実施機関の決裁を受けていること。

c 合議及び決裁した実施機関でこの決裁文書に係る行政文書は保有していなかったこと。

- (イ) 上記(ア)以外の手続については、訴訟代理人及び実施機関が指定した本件訴訟を行う職員が行い、本件訴訟の経過に伴い教育委員会教育長まで報告するとの説明があったこと。また、現に「平成17年(ワ)第977号接近禁止等請求事件経過報告について」は、教育長の供覧を受けており、実施機関でこの供覧文書に係る行政文書は保有していなかったこと。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)以外に実施機関は行政文書を保有していないこと。

エ 本件訴訟の概要は、上記(1)イのとおりであり、本件訴訟は、教育委員会の事務に関する訴訟であると認められる。また、上記ウ(ア)a(e)で実施機関が教育庁の職員を本件訴訟を行う職員に指定していること、上記ウ(ア)b及び(イ)で教育長の決裁を受けていることから、実施機関が本件訴訟を行う事務を教育庁の職員に補助執行させていると認められる。

オ したがって、補助執行という制度のもとで、本件訴訟の民事訴訟に関する手続における行政文書は、現に補助執行している教育庁の職員が所属する教育委員会で保有しており、実施機関は当該文書を保有していないことから、実施機関の説明に不合理な点は認められない。

(3) 本件訴訟の予算、支出及び決算について

ア 知事部局の課が担当課となって裁判費用の支出事務を行っているという事実はないとの実施機関の説明について次のとおり検討する。

イ 予算、支出及び決算については、地方自治法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）、千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）等に基づき事務が行われている。

(ア) 同規則第15条第3項及び同規則第21条において準用する同規則第15条第3項の規定により、総務部長は、必要に応じ、歳入歳出予算要求書及び歳入歳出補正予算要求書のほか、別に予算編成に関する資料を各部長に提出させることができるとされ、同規則第19条第1項の規定により、総務部長は、総務部財政課長をして同規則第15条第2項の規定により提出された要求書を調査させなければならないとされている。

(イ) 同規則第134条の規定により、支出の証拠書類が定められており、千葉県財務規則の運用について（通達）（昭和60年12月2日制定）第133条、134条関係で、当該書類の保管は各課及びかいにおいて保管することとされている。

ウ 審査会において、審査会事務局をして実施機関に本件訴訟に対応するための予算に係る行政文書の保有の状況について説明を求めたところ、当該資料は必要に応じて提出させることができるのであって、常に提出させるものではなく、当該調査に当たって、資料の提出を求めなければ調査できないということもないとの説明であった。

エ これを確認するため、審査会において、審査会事務局をして実施機関に当該文書の保有の状況を確認させたところ、同規則第15条第3項及び同規則第21条において準用する同規則第15条第3項に規定する資料を提出するよう求めた行政文書、当該調査に当たって教育長に資料を提出するよう求めた行政文書等で本件訴訟に対応するための予算であることが記録された行政文書は保有していなかったことを確認した。

オ また、審査会において、審査会事務局をして教育委員会及び実施機関に本件訴訟に対応するための支出及び決算に係る行政文書の保有の状

況を確認させたところ、本件訴訟における支出の証拠書類は、教育庁企画管理部教育総務課において保管されており、実施機関において本件訴訟に対応するための支出及び決算であることが記録された行政文書は保有していなかったことを確認した。

カ したがって、実施機関の説明に不合理な点は認められない。

(4) 訟務資料について

ア 訟務資料は、終結事件、発生事件及び参考資料で構成され、本件訴訟は発生事件に記録されている。発生事件は、番号、事件名、当事者等、裁判所、事件番号、(終結の有無)、概要及び主務課(17年度)の欄で構成されている。また、本件訴訟について当該各欄に掲げる情報が記録されていると認められる。

イ 実施機関の説明によれば、当該資料は、県に関する訴訟の状況を概括的に把握するために、政策法務課が訴訟事案に関し、訴訟を担当している課に係属裁判所、事件番号、概要等の情報の提供を求め、それに基づいて作成し、一般の閲覧に供している資料であり、当該資料を作成する目的から、訴訟の遂行に関する具体的な情報の提供を求めているし、当該資料に記載もしていないとのことである。

ウ 審査会において、審査会事務局をして実施機関に本件訴訟における当該情報の提供及び当該資料の閲覧の状況を確認させたところ、次に掲げる事項を確認した。

(ア) 本件訴訟について、実施機関は、当該各欄の情報のみを提供するよう求め、教育委員会は、当該情報のみを提供したこと。

(イ) 当該資料は、千葉県文書館において、県民の利用に供することを目的として管理している行政文書であり、一般に閲覧させていること。

エ 当該資料は、平成17年度に終結及び発生した訴訟及び調停事件の概要、平成17年度訴訟発生終結件数並びに平成18年4月1日現在担当部局審級別件数が掲載されており、県に係る訴訟及び調停事件の概要及び件数を記録した資料であると認められ、当該資料を作成する目的は県に関する訴訟の状況を概括的に把握するためとの実施機関の説明に不合理な点は認められない。また、上記ウ(ア)のとおり当該資料を作成する際に、当該資料に掲載された内容以外の情報の提供はなかったとのことであった。

オ したがって、「被告千葉県が、裁判に対応するために」「作成した情報」及び「裁判を維持するために」「入手した資料」といった本件請求の対象となる行政文書とはいえない。

カ 千葉県情報公開条例第18条第2項の規定により、県の文書館において県民の利用に供するために管理され、閲覧することができる行政文書については、行政文書の開示の規定による開示を行わないとされている。

キ 当該資料は、上記オのとおり本件対象文書ではない。また、当該資料は、上記ウ(イ)のとおり県民の利用に供するために管理され、閲覧することができる行政文書であり、千葉県情報公開条例第18条第2項の規定により、条例第2章第1節（行政文書の開示）の規定は適用しないものであると認められる。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は、妥当である。

第5 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
平成21年 3月27日	諮問書の受理
平成21年 5月20日	実施機関の理由説明書の受理
平成22年 9月28日	審議 実施機関から不開示理由の聴取
平成22年11月30日	審議
平成22年12月21日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会委員

氏名	職業等	備考
泉 登茂子	公認会計士	
大田 洋介	城西国際大学非常勤講師	部会長
木村 琢磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順：平成22年12月21日現在)